

ISO14001:2015
口語訳、規格の意図
及び解説
(JIS Q14001:2015対応)

序文

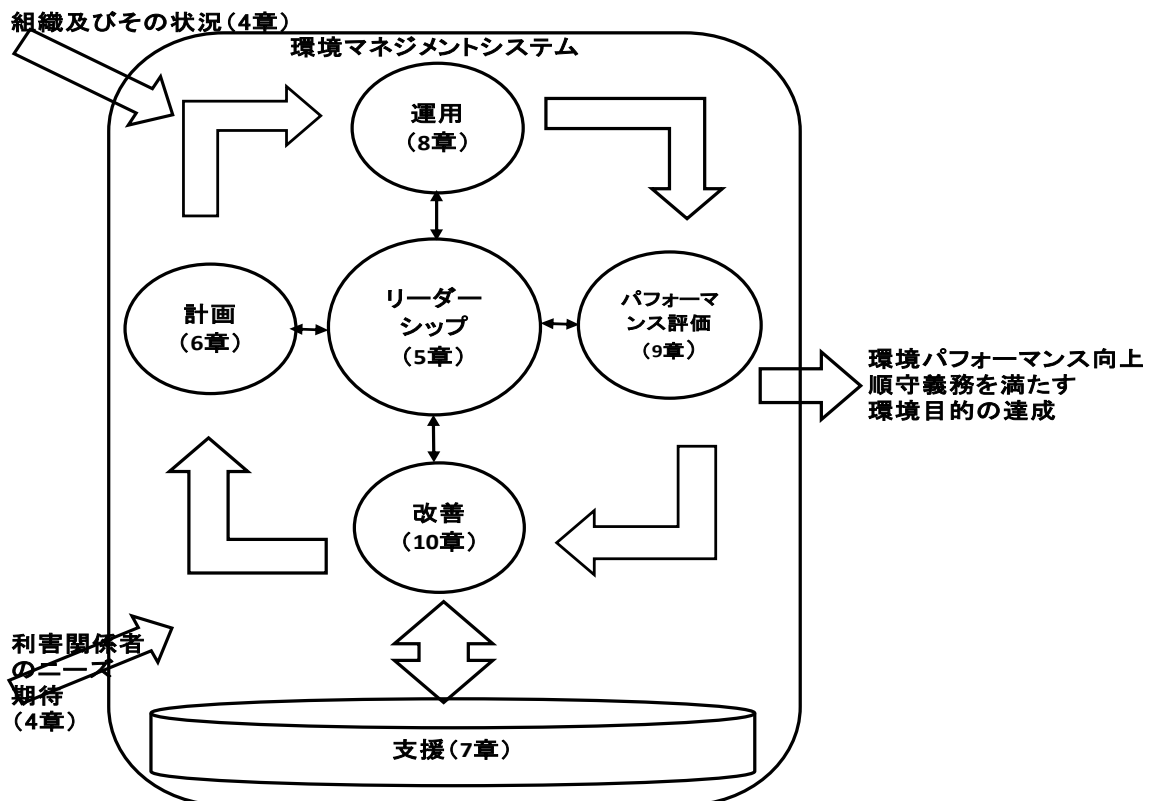
口語訳

0.4 Plan-Do-Check-Actモデル

環境マネジメントシステムの根底にあるアプローチの基礎は、Plan-Do-Check-Act(PDCA)という概念に基づいています。PDCAモデルは、絶え間ない改善を達成するために用いる反復的なプロセスを示しています。PDCAモデルは環境マネジメントシステムにも、その個々の要素の各々にも適用できます。PDCAモデルを簡潔に説明すると以下のようになります。

- Plan ;組織の環境方針に沿った結果を出す為に、必要な観級目標及びプロセスを確立する
- Do ;計画通りに、プロセスを実施する
- Check; 約束/宣言を含む環境方針、環境目標及び運用基準に他照らして、プロセスをモニタリングし、測定し、その結果を報告する
- Act ;絶え間なく改善するための処置をとる

以下の図は、この規格に導入された枠組みがどのようにPDCAモデルに統合されるかを示しており、新規及び既存の利用者がシステムアプローチの重要性を理解する助けとなり得ます。



4 組織の状況

口語訳

4.1 組織及びその状況の理解

組織は、組織の目的に関連し、かつ、その環境マネジメントシステムの目指した成果を達成する組織の能力に影響する、外部及び内部の検討を要する事項を決定しなければなりません。これらには、組織から影響を受ける又は組織に影響を与える可能性のある環境状態を含まなければなりません。

規格の意図

組織が自らの環境責任をマネジメントする方法に対し好ましい又は好ましくない影響を与える可能性のある重要な検討を要する事項についての、高いレベルでの、概念的な理解を提供することを意図しています。検討を要する事項とは、組織にとって重要なトピックス、討議、議論の為の問題、又は環境マネジメントシステムに関して設定した目指した成果を達成する組織の能力に影響を与える、変化している周囲の状況です。

組織の状況に関連し得る外部、内部の検討を要する事項の例は、以下の通りです。

- 1) 気候、大気の質、水質、土地利用、既存の汚染、天然資源の利用可能性及び生物多様性に関連した環境の状態、組織の目的に影響を与える可能性のある、又は環境側面(原因)によって影響を受ける可能性のあるもの/事項
- 2) 国際、国内、地方又は近隣地域を問わず、外部の文化、社会、政治、法律、規制、金融技術、経済、自然及び競争の状況
- 3) 組織の活動、製品及びサービス、戦略的な方向性、文化、能力(人々、知識、プロセス及びシステム)等の、組織の内部の特性又は状況

組織の状況の理解は、環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善する為に用いられる(4.4章参照)。4.1章で決定した外部、内部の検討を要する事項は、組織又は、環境マネジメントシステムに対するリスク及び機会をもたらす得ます。(6.1.1~6.1.3章参照)。組織は、取り組み、マネジメントする必要があります(6.1.4,6.2,7, 8,9.1章参照)リスク及び機会を決定します。

解説

・外部の検討を要する事項例

温暖化や異常気象による水害(水没、浸水)、土壌汚染、天然資源の枯渇、生物多様性への影響、電気・燃料書価格の上昇、原材料の不足・価格上昇

・内部の検討を要する事項例

人材不足、技術力のある社員の退職(環境技術継承)、エコ製品への需要の高まり、発展途上国への環境技術輸出機会の増加

4 組織の状況

口語訳

4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

組織は、以下の事項を決定しなければなりません。

- a)環境マネジメントシステムに関連する利害関係者
- b)これらの利害関係者の、関連するニーズ及び期待(すなわち、要求事項)
- c)それらのニーズ及び期待の内、組織の順守義務となるもの

規格の意図

組織は、関連すると決定した内部及び外部の利害関係者から表明されたニーズ及び期待について、一般的な(詳細ではなく、高いレベル)理解が期待されています。組織は、それらの内組織の順守義務とするもの、しないものを考慮しなければなりません(6.1.1章参照)。

利害関係者が、環境パフォーマンスに関連する組織の決定又は活動に影響を受けると認識している場合には、組織はその利害関係者によって組織に知らされている又は、開示されている関連するニーズ、期待を考慮しなければなりません。

利害関係者の要求事項は必ずしも、組織の要求事項になる訳ではありません。その中には、政府又は裁判所の判決によって、法令、規制、許可及び認可の中に導入され強制的になってニーズ及び期待を反映しているものもあります。組織は利害関係者のその他の要求事項について、自発的に合意又は採用することを決定しても構いません(例えば、契約関係の締結、自発的取り組みの合意など)。組織が採用したものは組織の要求事項、すなわち、順守義務となり、環境マネジメントシステムを計画する時に考慮に入れることとなります(4.4章参照)。より詳細なレベルでの順守義務の分析は、6.1.3章で実施されます。

解説

・定義 3.1.6 利害関係者の例

顧客、コミュニティ、供給者、規制当局、非政府組織、投資家及び従業員といった人(あるいはグループ)

・組織から影響を受ける可能性のある地域コミュニティは利害関係者として重要であり、そのニーズや期待は時代と共に変化していくことも考慮に入れる必要があります。

5 リーダーシップ

口語訳

5.1 リーダーシップ、約束/宣言

組織のトップは以下に示す事項によって、環境マネジメントシステムに関するリーダーシップ、約束/宣言を実証しなければなりません。

- a)環境マネジメントシステムの有効性に説明責任を負う
- b)環境方針及び環境目標を確立し、それらが組織の戦略的な方向性及び組織の状況と両立することを確かなものとする
- c)組織の事業プロセスと環境マネジメントシステム要求事項が、矛盾しない事を確かなものとする
- d)環境マネジメントシステムに必要な資源が、利用可能であることを確かなものとする
- e)有効な環境マネジメント及び環境マネジメントシステム要求事項への適合の重要性を、伝達する
- f)環境マネジメントシステムが、その目指した成果を達成することを確かなものとする
- g)環境マネジメントシステムの有効性に寄与するよう人々を指揮し、支援する
- h)継続的改善を促進する
- i)その他の関連する管理層が、その責任の領域においてリーダーシップを実証するよう、管理層の役割を支援する

注記:この規格で「事業」とは、組織の存在の目的の中核となる活動を意味するというように、広義に解釈することができる。

規格の意図

リーダーシップ、約束/宣言を実証する為に、組織のトップ自身が関与又は指揮することが望まれる、環境マネジメントシステムに関連する特定の責任があります。組織のトップは、他の人にこれらの行動の責任を委譲することは出来ませんが、それらが間違いなく実施されたことに対する説明責任は、保持しなければなりません。

解説

- ・リーダーシップ、約束/宣言の実証結果は、マネジメントレビューの時に確認される。
- ・“確かなものとする”とは、実施する責任は委譲出来るが、実施したかどうかの説明責任については、委譲出来ないことを意味します。

6 計画

口語訳

6.1 リスク及び機会への取り組み

6.1.1 この章全般にわたる要求事項

組織は6.1.1～6.1.4の要求事項を満たすために必要なプロセスを確立し、実施し、維持しなければなりません。

環境マネジメントシステムの計画を策定するとき、以下の事項を必要に応じて考慮し、

- a) 4.1に規定する検討を要する事項
- b) 4.2に規定する要求事項
- c) 環境マネジメントシステムの適用範囲

次の事項に取り組む必要のある、環境側面(6.1.2章参照)、順守義務(6.1.3章参照)並びに4.1、4.2で特定したその他の検討を要する事項、要求事項に関連する、リスク及び機会を決定しなければなりません。

—環境マネジメントシステムが、目指した成果を達成できるという確信を与える

—外部の環境状態が組織に影響を与える可能性を含め、望ましくない影響を防止又は低減する

—継続的改善を達成する

組織はEMSの適用範囲の中で、環境影響を与える可能性のあるものを含め、潜在的な緊急事態を決定しなければなりません。

組織は次に示す文書を維持しなければなりません。

—取り組む必要のあるリスク及び機会

—6.1.1～6.1.4で、必要なプロセスが計画されたとおりに実施されるという確信をもつために、必要な程度のそれらのプロセス

規格の意図

この章で確立されるプロセスの全体的な意図は、組織が環境マネジメントシステムの目指した成果を達成し、望ましくない影響を防止又は低減し、継続的改善を達成できることを確かなものにする事です。組織はこれらのことを、取り組む必要があるリスク及び機会を決定し、それらへの取り組みを計画することによって確かなものにする事が出来ます。これらのリスク及び機会は、環境側面、順守義務、その他の検討を要する事項、又は利害関係者のその他のニーズ及び期待に関連し得ます。

環境側面(6.1.2章参照)は、有害な環境影響、有益な環境影響、及び組織に対するその他の影響に関連するリスク及び機会を生み出し得ます。環境側面に関連するリスク及び機会は、重要さの評価の一部として決定することも又は個別に決定することも出来ます。

6 計画

口語訳

6.1 リスク及び機会への取り組み

6.1.3 順守義務

組織は、以下の事項を行わなければなりません。

- a) 組織の環境側面に関する順守義務を決定し、参照する
- b) これらの順守義務を組織にどのように適用するか決定する
- c) 環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善するときに、これらの順守義務を必ず考慮に入れる

組織は順守義務に関する文書を、維持しなければなりません。

注記：順守義務は組織に対し、リスク及び機会をもたらす得る。

規格の意図

組織は4.2章で特定した順守義務の内環境側面に適用されるもの、及びどのようにそれらの順守義務を組織に適用するかについての、十分に詳細なレベルでの決定を行います。順守義務には、組織が順守しなければならない法的要求事項、その他の要求事項も含まれます。

環境側面に関連する強制的な法的要求事項には、適用可能な場合には以下が含まれ得ます。

- 1) 政府機関又はその他の関連当局からの要求事項
- 2) 国際的な、国、近隣地域の法令、規制
- 3) 許可、認可又はその他の承認の形式において規定される要求事項
- 4) 規制当局による命令、規則又は指針
- 5) 裁判所又は行政審判所の判決

順守義務は、組織が採用しなければならない又は採用することを選ぶ、組織の環境マネジメントシステムに関連した、利害関係者のその他の要求事項も含みます。これらには適用可能な場合、以下が含まれ得ます。

- 1) コミュニティーグループ又は非政府組織(NGO)との合意
- 2) 公的機関又は顧客との合意
- 3) 組織の要求事項
- 4) 自発的な原則又は行動規範
- 5) 自発的なラベル又は環境に関する約束/宣言
- 6) 組織との契約上の取り決めによって生じる義務
- 7) 関連する、組織又は業界標準

6 計画

解説

・順守義務とは;

旧版では法的要求事項、その他の要求事項となっていたが、同じと考えます。

法的要求事項;法律～告示、条例(条約)

その他の要求事項;

①典型的なものとして県市との環境保全に関する協定

②業界団体としての決定事項

③その他顧客からの要求事項(例えば、グリーン購入)

④地域からの要求事項(例えば、境界、地域の井戸の水質検査測定報告)

⑤特定の個人との合意事項(例えば、隣接している工場の窓を開けないなど)

⑥自主管理基準(規制値は無いが、自主的に規制値なみに順守すると決めたもの)など

・順守義務の具体的内容;

具体的に何を順守するのかを内容を決定することで、例えば、規制値(測定義務、記録の保管義務)はもとより、設備の届出、管理者の選任、届出等も含まれます。

・順守義務の周知(組織への適用);

順守義務は組織内の全員が順守すべきもので、組織の活動に関連するそれらを参照出来るように、例えば一覧表の形で整理し、必要な部署、プロセスに配付し参照可能な状態にすることが必要です。

・順守義務の更新

周知した順守義務が、法改正などで変更、更新された場合には、改正内容の周知も必要となります。順守義務を各々の活動に適用するには、8.1章に従い、順守義務を果たす運用基準を決めて、これに従った実施、管理が必要となります。実施、管理は具体的であることが必要です。例えば、大気汚染防止法に定める、ばい煙施設の変更届出の場合;

WHEN; ばい煙施設の改造工事着工の60日前までに

WHERE; XX市環境局・・・課

WHO; XX工場が提出

WHAT; ばい煙発生装置XXX届出を正副2通提出

WHY; 大気汚染防止法による

HOW; XX市環境局・・・課へ持参する

ISO14001:2004 口語訳
(JIS Q14001:2015対応)

定価:本体4,000円(税込)

平成28年2月1日 第0版発行

著者 経営文化研究所 代表 三角 忠茂

発行所 株式会社 創研プランニング

〒810-0022 福岡市中央区薬院3丁目6-14-201

<http://www.keieibunka.com>

mail :soken-mt@keieibunka.com

印刷 ピークリエイト

製作 ピークリエイト